

Blatte

ラッテ Japan Club of Guam

2014年3月発行 (第11号)

<http://www.jcguam.org/>

Tel : 646-8066 · Fax : 646-8067



「イナラハンの小さな踊り子」 榊原 康範

日本人学校体育館



生徒達はスポーツに学校行事に日々活用しております。引き続きみなさんのご協力を重ねてお願いいたします。

第43回 グアム日本人会 定時総会のご案内

日本人会では下記の要領で第43回定時総会を開催いたします。日本人会活動の発展のため、会員の皆様のご参加をお待ちいたしております。

記

日 時：2014年 4月 25日 (金)

19時より開始 (開場18時30分)

場 所：パンフィックアイランドクラブ

議事内容：年次活動報告、会計報告、次期理事・監事選出等

2013年

個人所得税申告のお知らせ

2013年個人所得税申告書の申告期限は2014年4月15日(火曜日)です。雇用者よりW-2GUフォーム、銀行の利息収入1099-INTフォーム、株式等の配当金1099-DIVフォーム等お手元にありますか？それらは、2013年個人所得税申告フォーム1040に申告、納税をする必要があります。グリーン・カードをお持ちの方は、住んでいた場所に関係なくフォーム1040の申告をする必要があります。また、2013年にビザにてグアム赴任もしくは帰任となられた方は、税法上、二重身分居住者となる可能性がありますので、通常と違った税金の申告が必要になります。わからない場合は専門家に一度お問い合わせされるのがよろしいかと考えます。所得の申告漏れや誤った申告フォームでの申告は、罰則金が発生する可能性があります。申告完了後も関連資料はすべて保管しておいてください。

例えば、ソーシャルセキュリティの誤記入や空欄だった場合は、罰則金が50ドル発生いたします。このように、ちょっとした不注意が思わぬ罰則金を生み出す可能性も十分にありますので、税金の知識のある専門家や友人に聞きながら申告書作成をするのが良いでしょう。

申告期日までに全ての情報が揃わない場合、所定のフォームにて6ヶ月間(2014年10月15日まで)延長申請を行うことが出来ます。これは納税を延長する申告ではありませんので、延長申請と同時に納税も済ませてください。4月15日以降に不足税額を納めた場合、4月15日より納税日までの利息と、納税を期日までに行わなかった事による罰則金とあわせて納税をする必要があります。

2014年度

個人会員・準会員の皆様へ

JAPAN CLUB OF GUAM

JAPAN CLUB OF GUAM

平素は日本人会に多大なるご協力を賜りありがとうございます。

4月より、日本人会は新たに2014年度がスタート致します。新年度、会員登録をご継続いただける会員の皆様におかれましては、日本人会事務局まで継続のご連絡をお願い申し上げます。合わせてまして会員費をご納入頂けると幸いです。お支払いは現金かチェックにて。チェックのお支払い先は、JAPAN CLUB OF GUAMにてお願い致します。チェックをご郵送頂ける場合は、以下の住所までお送り頂けますようお願い申し上げます。

JAPAN CLUB OF GUAM

P.O. BOX 7962 Tamuning, Guam 96931

個人会員費： 40ドル

家族会費： 60ドル

準会員費： 20ドル

* 日本人会名簿への掲載

2014年度会員登録の継続のご連絡(会費のご納入)が期日までにない場合は、お名前が日本人会名簿に掲載されない場合がございますのでご了承のほどお願い致します。また住所その他のご変更がある場合もお手数ですが事務局までご一報いただけます様、あわせてお願い致します。

連絡先：日本人会事務局

(TEL) 646-8066 (FAX) 646-8067

E-mail : jclub@teleguam.net

Eメールアドレス登録のお願い

日本人会からの情報配信の為のEメールアドレス登録ご希望の方は、下記のアドレスまでお申し込みいただきます様お願い致します。

*いただきましたEメール

アドレスは日本人会名簿には掲載いたしません。

日本人会事務局：

jclub@teleguam.com

日本人会事務局

